

悪質・危険な自転車運転者に対して 講習の受講が義務付けられます。

平成27年6月1日～《自転車運転者講習》

信号無視などの危険行為を
して3年以内に2回以上、摘
発された悪質自転車運転者

公安委員会の命令による
自転車運転者講習の受講

公安委員会による受講命令
に従わなかった場合

5万円以下の罰金

～ 危険行為(14類型) ～

信号無視 (道路交通法第7条)

通行禁止違反 (＼第8条第1項)

歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反) (＼第9条)

通行区分違反 (＼第17条第1項、第4項又は第6項)

路側帯通行時の歩行者の通行妨害 (＼第17条の2第2項)

遮断踏切立入り (＼第33条2項)

交差点安全進行義務違反等 (＼第36条)

交差点優先車妨害等 (＼第37条)

環状交差点安全進行義務違反等 (＼第37条の2)

指定場所一時不停止等 (＼第43条)

歩道通行時の通行方法違反 (＼第63条の4第2項)

制動装置(ブレーキ)不良自転車運転 (＼第63条の9第1項)

酒酔い運転 (＼第65条第1項)

安全運転義務違反 (＼第70条)



けいしちょう